

宇都宮市工事関連業務委託設計共同体取扱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事関連業務委託の適正な履行を図ることを目的に、設計共同体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計共同体」とは、工事関連業務委託の履行を目的として工事関連業務委託ごとに結成される設計共同体をいう。

(履行方法)

第3条 設計共同体による工事関連業務委託の履行は、各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し工事関連業務委託の完成に当たる共同履行方式によるものとする。

(対象となる工事関連業務委託)

第4条 景観を重視した施設設計、高度な構造設計を伴う設計、高度な解析、新技術等の高度な知識と豊かな経験を必要とする業務を総合的に勘案し、共同履行によることが適当と認めるもの。

(構成員数)

第5条 構成員の数は、原則2者とする。ただし、工事関連業務委託の規模、技術的難度により、必要と認められるときは、適宜構成員の数を増やすことができる。

(構成員の組合せ)

第6条 等級区分が設けられている工事関連業務委託に係る構成員の格付け等級の組合せは、原則として最上位等に属する者の組合せとする。

(構成員の資格要件)

第7条 全ての構成員が次の各号の要件を満たすものとし、工事関連業務委託ごとに定める要件については、公告により示すものとする。

- (1) 発注する工事関連業務委託に対応する業種について、入札参加有資格者名簿に記載されていること。
- (2) 発注する工事関連業務委託と同種の業務について、元請としての実績があり、履行した経験を有していること。
- (3) 各構成員は、同一の工事関連業務委託において2以上の設計共同体の構成員となる

ことはできない。

(結成方法)

第8条 設計共同体の結成方法は、自主結成によるものとする。

2 設計共同体は、別に定める設計共同体協定書（様式第1号）を締結するものとする。

(出資比率)

第9条 全ての構成員が、均等割の10分の6以上の整数の出資比率であるものとする。

なお、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(設計共同体の有効期間)

第10条 市が契約した設計共同体の有効期間は、当該契約の履行後3月を経過した日までとする。ただし、当該契約に契約不適合責任がある場合には、設計共同体の各構成員は、当該契約有効期間の経過後もなお連帯してその責めを負うものとする。

2 契約の相手方とならなかった設計共同体の有効期間は、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月19日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

設計共同体協定書

（目的）

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) 宇都宮市発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「設計業務」という。）
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当設計共同体は、〇〇〇〇設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、設計業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 設計業務を受注することができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇設計株式会社

〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇設計株式会社

（代表者の名称）

第6条 当共同体は、〇〇設計株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当共同体の代表者は、設計業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成

果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し、発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇設計株式会社 〇〇%

〇〇設計株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務の履行にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、銀行店とし、設計共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同体は、業務完了時に決算するものとする。

(利益金の配当)

第13条 決算の結果、利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第14条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当共同体の設計業務を完了し決算するまで当共同体を脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、宇都宮市の承認を得て、残存構成員が当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、宇都宮市の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、設計業務につき、契約の内容に適合しないものがあつたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項においては、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他1社は、上記のとおり〇〇・〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

構成員 〇〇株式会社

代表取締役

印

〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

構成員 〇〇株式会社

代表取締役

印